

平成 24 年 6 月 7 日  
210 会議室

# 平成 24 年第 11 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成24年第11回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成24年6月7日(木)

開会 午後 2時30分

閉会 午後 3時33分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 福 田 一 平

田 中 健 一

古 岡 邦 人

平 山 いづみ

澤 利 夫

署名委員 平 山 いづみ

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 澤 利夫

教育部長 新土 克也

教育総務課長 小林 健司

生涯学習推進センター長 早川 律康

図書館長 小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一

大澤 善昭

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第20号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (2) 議案第21号 立川市図書館協議会委員の任命について

### 2 協議

- (1) 教育委員会点検・評価について
- (2) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

### 3 報告

- (1) 第一小学校建替え事業の状況について
- (2) 地区図書館への指定管理者導入について

### 4 その他

平成24年第11回立川市教育委員会定例会議事日程

平成24年6月7日

210 会議室

1 議案

- (1) 議案第20号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (2) 議案第21号 立川市図書館協議会委員の任命について

2 協議

- (1) 教育委員会点検・評価について
- (2) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

3 報告

- (1) 第一小学校建替え事業の状況について
- (2) 地区図書館への指定管理者導入について

4 その他

---

◎開会の辞

- 福田委員長 ただいまから、平成24年第11回立川市教育委員会定例会を開会いたします。  
署名委員の指名を行います。署名委員に平山委員、お願いいたします。
- 平山委員 はい、承知しました。
- 福田委員長 次に議事内容の確認を行います。議案2件、協議2件、報告2件でございます。  
その他は議事進行過程で確認をいたします。  
出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いします。
- 新土教育部長 教育委員会管理職の出席でございます。教育部長、教育総務課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第20号 立川市社会教育委員の委嘱について

- 福田委員長 それでは議事に入ります。  
議案第20号、立川市社会教育委員の委嘱について、を議案とします。  
お手元の資料、立川市社会教育委員の委嘱について、をご参照願います。  
澤教育長、趣旨説明をお願いします。
- 澤教育長 それでは議案第20号について、ご説明申し上げます。  
立川市社会教育委員の委嘱の議案でございます。  
これまでの委員の任期が平成24年6月30日で任期満了となることから、平成24年7月1月から2年間の委嘱となる社会教育委員についてのご報告と議案でございます。市民公募を含めましての報告をさせていただきます。  
詳細は、生涯学習推進センター長からあります。
- 福田委員長 早川生涯学習推進センター長、お願いします。
- 早川生涯学習推進センター長 それでは、生涯学習推進センターから議案のご説明を申し上げます。  
議案第20号、立川市社会教育委員の委嘱について、内容をご説明申し上げます。  
これは社会教育法第15条及び立川市社会教育委員に関する条例第1条の規定によりまして、第26期の社会教育委員の任期が6月30日をもちまして任期満了となりますことに伴いまして、第27期の社会教育委員の委嘱をお願いするという内容でございます。  
委嘱する委員はお手元の資料をご参照いただきながらご確認いただければと思います。  
初めに、對馬洋氏、学校教育の関係者で小学校長の選出区分、1期目にあたります。  
続きまして古屋幸雄氏、社会教育の関係者で少年団体からの選出区分、1期目であります。  
横井有江氏、社会教育の関係者で体育団体からの選出区分、1期目であります。  
堀内弘敦氏、社会教育の関係者で文化団体からの選出区分、2期目であります。

高橋貞氏、社会教育の関係者でたちかわ市民交流大学市民推進委員会からの選出区分、1期目であります。

志村広一郎氏、社会教育の関係者で小学校PTAからの選出区分、2期目であります。

佐藤米子氏、社会教育の関係者で中学校PTAからの選出区分、1期目であります。

池谷愛子氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者の選出区分、1期目であります。

萩本悦久氏及び石橋眞理子氏、それぞれ1期目ではありますが、市民ということで立川市審議会等委員市民公募要綱に基づきまして公募を行いました。7名の応募者の中から社会教育委員に委嘱をしたいというものでございます。

奥山輝明氏、長島伸匡氏、片野勸氏、長屋昭氏は学識経験者であります。

以上14名の方を第27期の立川市社会教育委員に委嘱したいというものであります。任期につきましては、平成24年7月1日から平成26年6月30日までとなります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございました。第27期立川市社会教育委員の委嘱についての説明を終了します。

質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等お願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第20号、立川市社会教育委員の委嘱について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第20号、立川市社会教育委員の委嘱について、は承認されました。

---

## ◎議 案

### (2) 議案第21号 立川市図書館協議会委員の任命について

○**福田委員長** 議案第21号、立川市図書館協議会委員の任命について、を議案とします。

お手元の資料、立川市図書館協議会委員の任命について、をご参照願います。

澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○**澤教育長** それでは議案第21号について、ご説明申し上げます。

立川市図書館協議会委員の任命でございます。現委員の任期が平成24年6月30日で終わりますので、新たに平成24年7月1日から任命する委員についての議案でございます。公募市民もお二人入っています。

詳細は、図書館長から説明をさせます。

○**福田委員長** 小宮山図書館長、説明願います。

○**小宮山図書館長** それでは引き続き、議案第21号、立川市図書館協議会委員の任命について、内容をご説明いたします。

これは図書館法第15条及び立川市図書館条例第12条の規定によりまして、第17期の図書

館協議会委員の任期が6月30日をもって任期満了となるのに伴いまして、第18期の図書館協議会委員の任命をお願いしたいという内容でございます。

まず、對馬洋氏、学校教育の関係者で小学校長からの選出区分、1期目であります。

常盤隆氏、学校教育の関係者で中学校長からの選出区分、2期目であります。

畔田世紀子氏、学校教育の関係者で幼稚園団体からの選出区分、3期目であります。

岡野六太郎氏、社会教育の関係者で文化団体からの選出区分、3期目であります。

上田恵子氏、社会教育の関係者で地域文庫団体からの選出区分、3期目であります。

奥野智恵子氏、社会教育の関係者で朗読団体からの選出区分、1期目であります。

山本晶子氏、社会教育の関係者で家庭教育団体からの選出区分、1期目であります。

山田悦子氏及び田ヶ谷省三氏、共に1期目でございますが、市民ということで立川市審議会等委員市民公募要綱に基づいて公募をしまして、7名の応募者の中から図書館協議会委員に任命をしたいというものでございます。

加藤良重氏、3期目、齊藤誠一氏、こちらも3期目、荒井淳氏、2期目、こちらの3名は学識経験者でございます。

以上12名の方を第18期立川市図書館協議会委員に任命したいというものであります。

任期につきましては、平成24年7月1日から平成26年6月30日まででございます。

よろしくご審議をお願いします。

○**福田委員長** ご説明ありがとうございます。第18期の立川市図書館協議会委員の任命についての説明を終了します。

質疑及び協議に移ります。ご提案内容を踏まえ、ご意見等をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 議案第21号、立川市図書館協議会委員の任命について、の質疑及び協議を終了します。

議案第21号、立川市図書館協議会委員の任命について、をお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第21号、立川市図書館協議会委員の任命について、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (1) 教育委員会点検・評価について

○**福田委員長** 次に協議に移ります。

協議 (1) 教育委員会点検・評価について、を協議します。

お手元の資料、平成24年度教育委員会点検・評価(23年度活動・施策分)事務局評価に対する委員からのコメント及び1次評価(案)について、をご参照願います。

澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 それでは、お手元の協議案でございますけれども、事務局評価は前回行いまして、その後、委員の皆様からコメントをいただきました。これに基づいて、5 といたしまして、教育委員会点検評価 [1次評価] (案) としてとりまとめております。

詳細につきましては、教育総務課長から説明をさせます。

○福田委員長 小林教育総務課長、説明願います。

○小林教育総務課長 今、教育長よりご説明がありましたように、前回お出ししました事務局評価案をもとに、各教育委員にコメントをいただきまして、とりまとめたものがお手元にお配りしました1次評価(案)でございます。

一括してご説明します。内容につきましては、ほぼ大筋、事務局評価案のコメントと評価について肯定いただいております、コメントを活かす形でご了解いただいている内容になってございます。一部、評価がB評価等の場合は課題があるということで、評価がない部分につきましては教育委員の方から課題の追加をとということで記述案をいただきましたので、その内容を加筆させていただいております。大筋の内容はそのようなところです。

一部ご協議いただきたいところは、3 ページ 3 の「教育委員会と事務局との連携に関すること」の部分でございますが、コメントについては変更ございません。評価でございますが、事務局評価はAでしたが、委員からのご意見でS評価、Aの1ランク上になりますけれども、S評価をご意見としていただいた委員がお二人ございました。ということで、こちらにつきましてはSという形で変更案をお出ししてございますが、この辺はAでよろしいのか、まだ課題があるのでやはりAに留めるべきなのか、この辺ご協議いただければ幸いですと考えております。

簡単ですが、説明を終わります。

○福田委員長 教育委員会点検・評価についての説明を終了します。

質疑及び協議に移ります。前回の協議及び委員の皆様から提出いただきましたコメントにおいての文言を含めた1次評価をとりまとめたものを、ご提案内容を踏まえ、全体質疑をお願いします。

まず1点目、3ページの3「教育委員会と事務局との連携に関すること」の評価でございます。お二人の委員からS評価ということでございますけれども、これについてのご意見がございましたらお願いします。

はい、古岡委員。

○古岡委員 私はSだと思います。4年間にわたって最重要項目として我々やってまいりましたので、Sとして評価していただくことは当然ではないかと思っておりますし、そのように期待しています。

○福田委員長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 私はここで実はA評価で、事務局評価と同様と書いたのですが、これまでの4年間を振り返ってみまして、事務局と私どもと非常に連携が密で、しかも適切にそのつど資料提供あるいは教員のために情報提供、非常に円滑にしているなというのが実感です。



したがいまして、私はここでAと書いたのは取り下げてSと、そのように評価をしたいと思しますので、よろしくお願いいいたします。

○福田委員長 平山委員、何かございますか。

○平山委員 ありません。

○福田委員長 それではお諮りします。教育委員会点検評価の1次評価でございますけれども、S評価でよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、教育委員会点検評価、1次評価はS評価といたします。

ほか、全体質疑で何かございますか。古岡委員。

○古岡委員 インフルエンザに関しまして、これで言いますと8ページ、「人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成」、私はSにしたのですが、インフルエンザに関してだけでも当教育委員会の指導によりまして、養護教諭はじめ学校の先生方が指導されていまして、インフルエンザの罹患率が非常に下がってまいりました。ワクチン接種もよくなっていますし、また罹患したとしても適切な指導によって啓蒙されているという感覚が医者としても感じておりますので、Sがよろしいんですけども、せめてAという形にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○福田委員長 澤教育長。

○澤教育長 今おほめの言葉をいただいたのですが、ここは全体でいいますと心とからだの健康づくりということでございまして、もともとの下のほうの課題もありますので、今、Aという言葉でございますけれども、私は事務局の立場からでございますが事務局評価のままがいいと思えます。

○福田委員長 ほかございますか。田中委員。

○田中委員 先ほど小林教育総務課長から話がありましたように、概ね事務局評価を土台にしなが私たちと情報を共有していると実感しております。1次評価を作成していただいたのですが、この評価及びコメントについて、全体として私は特に異論はありません。

今後は教育委員会活動の点検評価6項目、教育委員会施策の分野別点検評価25項目、これについてはさらに今後、外部評価委員のコメントをいただくわけです。これをもとにしてさらに協議を重ね、最終評価を私どもでしていきたいと思えます。

改めて事務局の皆さんに一言お礼を申し上げたいと思えます。大変ありがとうございます。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 心とからだの健康づくりということで全体的に見てみますと、まだまだ課題、取り組まなければいけないこととかがあると思えますので、このような1次評価がよろしいかと思えます。

○福田委員長 意見が分かれておりますけれども、古岡委員からはS評価もしくはAというご提案でございますけれども、他の委員からはBという現状でございますが、ここでお諮りし

ます。

B評価ということで、今回については留めたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 古岡委員、よろしいですか。

○**古岡委員** 医師会として努力してまいりたいと思います。

○**福田委員長** 今回はB評価という形をお願いいたします。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** ないようでしたら、教育委員会点検・評価についての質疑及び協議を終了します。

小林教育総務課長。

○**小林教育総務課長** ご協議ありがとうございました。今後の予定ですが、これまでご協議いただいた事務局評価、それから今日の1次評価、これを踏まえましてこの内容を各施策ごとに外部評価委員にご覧いただきまして、外部評価委員からコメントをいただくスケジュールになっておりますので、この外部評価委員のコメントが出た段階でまたご協議いただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

○**福田委員長** それでは、教育委員会点検・評価について、を全体的にお諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 異議なしと認めます。教育委員会点検・評価については承認されました。

よって、1次評価は確定いたします。今後は、今ございましたように学識経験者の方々にご意見をいただく運びとなります。よろしくようお願い申し上げます。

---

## ◎協 議

### (2) 学校の適正規模及び適正配置について（自由協議）

○**福田委員長** 次に協議(2)学校の適正規模及び適正配置について、を協議します。なお、この協議案件は前回、前々回に引き続き自由協議といたします。

お手元に前回及び前々回に配付されました資料をお持ちいただいていると思いますけれども、これらの資料をご参照願います。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○**澤教育長** 自由協議でございますので、前回のいろいろな資料を見ていただいてまたお話いただきたいと思います。今日は私のほうから、実はある雑誌に国立教育政策研究所の部長さんが書かれた学校規模を考えるとという資料を見まして、コピーはできなかったのですが、その中で、これはどちらかというと立川のというよりは日本国のということですが、その部長さんのお話でいきますと、人口推計を見ると総人口が平成22年度を100とした場合、平成72年度、2060年になるのでしょうかけれども、総人口が67.7%になるということで、特に年少人口は47%ということで、文字どおり少子化と高齢化が同時に進行していく状況が日

本の平成 72 年の状況だというようなことが書いてございました。もし平成 22 年度の小学校の総数をそのまま維持した場合、平成 22 年から 50 年あるわけですが、学校の小規模化は一貫して進行することになるということでのコメントがされておりました。

実際に北海道のある町を定点観測して、取り出しているいろいろ分析をされておりますけれども、基本的にいきますと、総人口は先ほど言った数字でいきますと日本の総人口、平成 22 年は 1 億 2806 万という数字が平成 72 年では 8674 万、先ほど言った年少人口、0 歳から 14 歳の人口ですが、平成 22 年の段階では 1684 万人が平成 72 年では 791 万人ということで、激減をしていくという人口予測ですけれども、そういう推計が報告されておりました。

そういう中で先ほど言った北海道の例でいろいろ分析をされておりましたが、我々のほうで議論になったところも分析をしております、ではそのある町での学校規模を考えたときに、小規模校の問題点というところを着目して書かれておりましたけれども、小規模校はどのような面で課題を抱えているのかということていきますと、小規模校の児童生徒の学習面では、メリットとしては児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じた教育活動がしやすいため各々の能力や適性を伸ばしやすい。また、全校児童生徒の数は少ないわけですから、児童生徒を把握しやすいというメリットがある。一方デメリットとしては、体育や音楽の授業が進めにくいでありますとか、教員の絶対数が少なく、教科の専門性に応じた教員をバランスよく配置すること、あるいは習熟度別の学習などに対応した指導体制を組むことに支障が生ずるという分析もございました。

児童生徒の生活面では、メリットとして児童生徒がお互いに知り合うことができるため、全校の児童生徒、教職員に一体感は深まりやすい。心が通う生徒指導が進めやすいため非行や問題行動が少ない、そういうメリットも強調されておりました。一方デメリットとして、1 学年単学級の場合は児童生徒は卒業まで同一集団で過ごすことになりまして、人間関係の固定化が生ずること、そしてまた人間関係上の問題が発生した場合に、学級の編制替えによる問題解消が難しいということ。中学校ではクラブ活動や部活動の実施が制約を受ける。3 つ目として生徒同士の刺激が乏しいため切磋琢磨ができないというデメリットが書かれておりました。

それから学校の運営面では、教員同士の相互連絡や相互調整、連携がしやすいため、教育目標や教育活動の一貫性を生み出しやすいというメリットがある。あるいは学校行事など学校と地域が一体となって学校運営をすることができる、これがメリットであります。ただこれは立川でも小規模校、大規模校にかかわらずそういうことは行われておりますが、そういうメリット、デメリットとしては、単学級の場合、学年を一人の教員で運営することになるため、指導計画、評価計画、教材研究などすべて個人作業で行うことになる。また共同研究が困難なため教員同士で連携し切磋琢磨する機会に乏しくなる。中学校では特に実技を伴う教科では学年対応での業務指導、研究にならざるを得ない。あるいは修学旅行などでの経費が増加する。以上のようなデメリットを挙げておりました。

そういう意味では町としての独自の分析表を作っておりましたけれども、この辺も我々が

今後考えていく上での大きな示唆になっているのではないかと思います。ちなみに、週刊教育指導という雑誌でありますけれども、この5月号、6月号に連載をされていたと聞いてございます。

以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。教育長から学校規模を考えるという形で、国立教育政策研究所の評価研究部長の論文等をご紹介いただきました。内容は今後の少子化に対応した、特に小規模校、大規模校のメリット、デメリットでございますけれども、これも踏まえて協議に入ります。学校の適正規模及び適正配置についての説明は終了いたします。

質疑、協議に移ります。協議方法及び進め方につきましては私から少し提案をさせていただきます。前回、委員長としての考え方を述べさせていただきました。そして前々回含めて委員の皆様から様々なご意見を頂戴しております。それを私が委員の皆様のご意見をある程度要約したものをお諮りしたいと思います。それによって皆さん方からも内容や文言等の修正等がございましたら、ここでご提案いただきたいと思います。また、新しい意見でも結構ですので、お願い申し上げます。

まず、学校教育法施行規則では小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とすると規定されております。中学校でも準用規定ということになっておりますけれども、立川市教育委員会定例会ではこの学校の適正規模を検討するにあたり、1つ目は一人ひとりの子どもを大切にする視点、2つ目は子どもの視点を重視する、3つ目にどの子にも安心と平等な教育を与えるという基本的な考え方をもとに学習面、生活指導面、学校運営面において学校規模が子どもたちに与える影響について検討してまいりました。

先ほど来、教育長からも、他の資料にもありますように、小規模校については一人ひとり子どもたちに目が届きやすいというメリット、そしてきめ細かな指導が行いやすいというようなものがあります。ただし多くの課題もあるということでございますが、私どものほうは今まで小規模校を取り上げましたけれども、この小規模校についてもメリット、デメリットはその次にいたしまして、適正規模を検討するにあたり、私たちが今まで話し合ってきた意見をいただいた中での3項目についてのご意見をお願いします。

はい、田中委員。

○**田中委員** 先ほど澤教育長から資料をもとにしながら説明があったわけですが、その中で1つ出てきたのが平成22年度を100とした場合22年度が67.7%、これを見ますと明らかに少子化と高齢化が同時並行で進んでいるという状況がかなり明確になってきているということと、あと、北海道のある町を通しての学習面、生活面、学校運営面そして学校行事、それらを通して小規模校あるいは単学級のメリット、デメリットについて説明があったわけですが、それを踏まえて、実は私どもとしてもこれまで学校の適正規模、適正配置について教育の目的である子どものためという考えから、教育的な見地また学術的な見地からも勉強あるいは学校訪問、あるいは定例会での協議、それを重ねてまいりました。

その上で委員長から3点、基本的な考えがあったのですが、私はやはりその基本的な考え

をしっかり教育委員同士が共有できていると、そういうふうに実感をしております。と言いますのは、冒頭に委員長から話がありました学校教育法施行規則第17条、この規定を基にしてお話があったわけですが、私があえてもう1つ付け加えれば、平成10年3月、立川市立学校適正規模等審議会答申もやはり同じような考えで、この中では12学級から18学級ということで、それが妥当であるとおっしゃっています。それについては私も同感です。

あと委員長から3点基本的な考えが出されたのですが、一人ひとりの子どもを大切にする、これはやはり学校教育では最優先しなくてはいけない使命だと思います。そういう面で、将来の社会の主役であるかけがえのない子どもたち、是非一人ひとりの子どもを大事にした上で適正規模あるいは適正配置を考えていくということを進めていきたいと思っております。とりわけ教育長からも説明がありましたし私どもも学校訪問をして勉強になったことですが、学習指導面、生活指導面、学校行事面等々について円滑にかつ効果的に行われると、それによって一人ひとりの子どもを大事にしていけると、そのように考えております。

2つ目に委員長がおっしゃった子どもの視点、これも私どもある程度共有しているわけですが、どこまでも学校の立場というのを優先していくということ。財源がどうかそういうことではなくて、学校の立場、そういうものを考えて適正規模及び適正配置を実施することが大事であると思っております。特に澤教育長からも出ました北海道の例を通して、学校運営面での課題解決、これが機能的、合理的に行われるということから考えて、子どもの視点はこれは絶対はずせないと思っております。

3点目に委員長がおっしゃった子どもに安心と平等な教育、これを提供するんだと、これも私も今まで勉強会を含めて学校訪問等でも確認してきたわけですが、学校間の格差のない学校運営、これができることが非常に大事ではないかと思っております。その上で安心と平等な教育を提供することが教育委員会の使命であり役割であると、私はそのように認識をしております。

○**福田委員長** ありがとうございます。

平山委員、いかがですか。

○**平山委員** 私も田中委員と同様な意見ですが、小規模校、単学級に限定しますと、そのデメリットということが子どもに対して影響が及ばない条件になるように学校間の格差というのは解消していかなければならないと考えております。

○**福田委員長** 古岡委員、いかがですか。

○**古岡委員** 今の田中委員のご意見に賛同いたします。

○**福田委員長** 極めて重要な3つの視点というのを確認していただきましたけれども、次に基本的な考え方と言いますかこれに移っていきますが、その中で小規模校のことが今、平山委員からも挙がりましたけれども、先ほど教育長からも北海道の小規模校についてのメリット、デメリットが出ていました。この小規模校のメリット、デメリットについての問題でございますけれども、すなわち課題を改善する方策も含めて、これまでも話し合っていました。再度ご意見があればお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今、小規模校あるいは場合によっては単独の学校、これのメリット、デメリットについてですが、これも前回私申し上げたと思います。勉強会あるいは教育委員の学校訪問、あとこの定例会の自由協議、その中でも申し上げたので再度確認の意味で私なりに把握した、先ほど澤教育長から北海道の例を通して説明がありましたが、私なりに把握したところです。

これまで分かったことは、特に単学級の場合は学習指導面では教師が行き届いた指導が非常にしやすい、そういうメリットはあるんですね。反面、活気に満ちた雰囲気は欠け、学び合うたくましさが不十分である、こういうデメリットがありました。

また生活指導面では実態に応じた個別指導がしやすいというメリットがありますけれども、デメリットとしては、子ども同士のふれあいの機会が少ない。また社会性や自主性の育成が不十分であると、こういうことが学校訪問あるいは勉強会の中で理解したところです。

また学校運営面ですけれども、これについては教職員や子どもがまとまりやすい反面、学級間の相互啓発が図られず教師間の研修が非常に難しいと、そういう声も聞かれました。また、あわせて校務分掌も非常に加重負担であり、とりわけ学校行事が入るために過重負担であるという声は聞かれています。

ですから、これらをもとにして今後、学校の適正規模あるいは適正配置の基本的な考えであった3つ、それをもとにして総合的に判断した結果、私は単学級では子どもの学習指導や生活面での指導あるいは学校運営面等々でどうしてもマイナス面が大きい、そのように受け止めております。

これについてどう今後具体的に進めていくかということは、またこの後の議論にしていきたいと思います。私からは以上です。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 私も田中委員と同様に考えています。

○福田委員長 古岡委員。

○古岡委員 私も同じ意見ですけれども、音楽の演奏会など、非常に人数が少ないとなかなか演奏会に出すことができないと言いますか、大規模校は非常に立派な成績を上げて中央からも認められるということもあるのに、少人数でなかなか出られないというジレンマというかフラストレーションがあると思います。そういったものも学校生活の重要な一部であると思いますので、やはりそういったデメリットは考慮しなければいけないと思います。

○福田委員長 小規模校の特性と言いますか、やはり一人ひとりの子どもたちの個に応じたきめ細かな指導ができる反面、様々なデメリットも浮かび上がってきています。児童生徒と先生方との密接な人間関係がもちろん構築できて、もちろん児童生徒同士の親密な関係もあると思います。デメリットとしては多様な人間関係と言いますか限られた社会の人間関係の中での生活ですので、児童生徒同士の切磋琢磨したと言いますかそういう機会が少ない、活気が低下する傾向もあると思います。

もう1点は、単学級においては学年進行時にクラス替えができない。要するに人間関係が

小学校であれば6年間固定化する、中学では3年間固定化してしまう。その中において授業や学校行事におけるグループ編制とか様々な多様な学習形態がとりづらい。また学校行事、特に運動会、合唱コンクールとかそういう全体発表の場における単学級であれば刺激が乏しいと言いますか健全な学級同士等の競い合いが乏しくなる。集団による多様な活動が困難になりがちであろうと思います。

それから、学校運営面においては教員数が少ないことにより多様な指導と言いますか、限られたと言いますか、その先生方もまた、一人の先生がずっと持つとなると研究、研修でも支障があるのではないかと思います。中学校では部活動に対する制限があるということでございます。いろいろな面で先生方においても教科研究及びお互いの切磋琢磨する学び合いの機会、特に学習指導における授業の質を高める機会が限定されてくるというようなことでございます。

そこで今日確認することですが、メリットを残しながらこれらのデメリットをいかにして改善をするか、その課題改善に対する方策については皆さんいかがですか。

田中委員、いかがですか。

○田中委員 今、委員長がおっしゃったのは単学級の場合の改善策ですね。それについて非常に難しい。単学級をそのままにして改善する方法というのは2つあると思います。1つは少人数指導を通して学校を啓発していくという方法、現在、立川市教育委員会ではそれについて取り組んでいます。

もう1つは通学区域の変更、通学区域を変えていく、そうして改善して単学級は残しながらも、できたら委員長が冒頭におっしゃったクラス替えのできる1学年2学級、そういった方法を考えた場合に学区の変更等を考慮していくことが必要ではないかと思います。

その場合に、あわせて先ほど委員長からも出た3つの基本的な考えを押さえながら、なおかつ具体的な人口推移の分析をし、学区内の地形なども含めて研究をして、単学級をできたら1学年2学級以上にしていくと、そういう方策がとればよいなと思っています。

それはなぜかと言いますと、立川市教育委員会の教育目標である「生きる力をはぐくみ、確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立つとするひとづくり」、この実現のために是非それは必要であると考えております。子どもたちが学校における集団生活で豊かな人間関係を築き、社会性と生きる力、こういうものを身に付ける、そういう面で今申し上げた方策をできるだけとっていったらどうかということが私の考えです。それによってこのことの方針、原案を作成していく、そうしたらいかがでしょうか。

○福田委員長 平山委員、いかがですか。

○平山委員 私も単学級のことならば通学区域をまず見直していただく。その前提として各自治会とかの関係ですとか、安全面、通学路などを考慮していただいて、そこで適正な人数が維持できるのかどうかを検証していくべきではないかと思っています。

○福田委員長 古岡委員、いかがですか。

○古岡委員 一部の学校に生徒が集中してしまうという傾向があると思います。それは学校の

そのような施策で決めて、枠組みをつけて押し付けても人の心は締め付けられませんし枠は取りつけられませんから、むしろ安全で安心であるということは以前にも申し上げたように生徒や保護者の切なる希望でありますので、アンケートなどをもって、どういうところが安全で安心だということで学校を選ぶのかというようなことを、ゆっくりしたスパンで時間をかけて諮って、その傾向を分析していかれたらいかがでしょうか。

○福田委員長 教育長、何かございますか。

○澤教育長 今話を聞いていて確かに単学級をどうするか、当面、なぜ当面という言葉を使うかということ、実は立川の場合は平成12年に学校規模適正化実施方針をつくっております、一部実施をされて、ただ凍結と言いましょかその後進んでいないわけですけども、この辺の検証もあわせて進めていって、それと先ほど出ていましたような単学級を避けていこうという方針であればその中に沿って、では何ができるか。やはり学区ですから、学区の子どもたちはその学区に全員通ってアンバランスがないようにというのが一番いいわけですから、立川の場合は選択制をとっているわけではありませんので、ですからその意味では学区の区分けによって多い少ないが出てきてしまっているのが現状で、先ほど平山委員がおっしゃっていましたが学区の見直し、そのあたりを手を付けないと、今の偏在したままを認めていくとちょっと問題が出てきてしまう。

○福田委員長 教育条件と言いますか、この不均衡は確かに表れていると思います。特に小規模校、メリットもあるけれどもデメリットについて今お話を伺いましたけれども、この課題を改善する方策ということでございますが、立川市教育委員会の教育目標でもございます生きる力をはぐくむとあります。そして確かな力、やさしい心、個を輝かせ、社会のために役立つとするひとづくりが目標でございます。これらの実現のためには、子どもたちが学校という集団生活、社会生活の中で豊かな人間関係を築けるような関係をつくる。それから社会性を培い、生きる力を身に付けさせる、このためにも具体的には学年進行、すなわち各学年が進行するにつれてクラス替えができる1学年2学級以上の学校が望ましいというような皆さんのご意見だと思いますが、異議ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 では、そのような形でこの定例会としては方向を出したいと思います。

自由協議になっていますが時間も経過していますので、学校の適正規模及び適正配置について、今回の自由協議はこれで終了したいと思います。

なお、次回以降も引き続き協議に入ってまいりますけれども、今要望もありましたように人口等の分析も行いながら、それを深めながら方針の原案につなげていきたいと考えています。よろしく願い申し上げます。

---

## ◎報 告

### (1) 第一小学校建替え事業の状況について

○福田委員長 次に報告に移ります。



報告（1）第一小学校建替え事業の状況について、の報告でございます。

お手元の資料、第一小学校建替えスケジュールをご参照願います。

小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 第一小学校建替え事業の状況について、報告いたします。

第一小学校建替え事業につきましては、現在、新校舎等の実施設計策定作業、それから仮設校舎の建設に着手してございます。

今後のスケジュールでございますが、お手元にお配りしたスケジュールのとおり、仮設校舎が8月には竣工いたしますので、既存校舎からこの仮設校舎に学校の引越を行い、引越の終了後、8月下旬から既存校舎の解体作業に入る予定です。これまで同様、解体作業、今後の建設工事につきましては、学校や保護者など関係者と十分に協議を行いながら、安全かつ円滑に進めてまいりたいと考えております。

なお、7月14日の土曜日には一小の保護者、地域の住民の方、学習館の利用者の方を対象とした説明会を開催する予定でございます。

説明は以上でございます。

○福田委員長 第一小学校建替え事業の状況についての説明を終了します。

次に質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質問、ご意見等お願いします。田中委員。

○田中委員 今、小林教育総務課長から説明がありました。大きな工事で子どもも学校も、また地域保護者もいろいろな面で苦勞が多いと思いますけれども、安全なくして教育なしと、そう言われていますので、平成26年の9月新規開校と、それまでいろいろな苦勞があると思いますが、安全面の配慮を是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○福田委員長 ほかございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 私から1点だけ、私が長い間教員生活をした中で、学校の建替えというのは何度か経験してまいりましたが、やはり一番懸念するのは子どもたちの教育環境、教育活動に支障をきたさない、安定した授業が推進できる状況、これを与えることが大切だと思います。先生方もそして子どもたちも安心して授業や学校での活動が存分にできるような環境と同時に、田中委員がおっしゃったように安全が一番でございますので、万全のご配慮をお願い申し上げます。

---

## ◎報 告

### （2）地区図書館への指定管理者導入について

○福田委員長 次に報告（2）地区図書館への指定管理者導入について、の報告でございます。

資料は特にございませぬ。澤教育長、趣旨説明をお願いします。

○澤教育長 地区図書館への指定管理者導入につきましては、教育委員会としまして2館試行をして、全館導入に向けて話を進めてきたわけですが、今般、指定管理者導入についての段階的な導入を進めていくという方向で今検討しておりますので、その方向の説明を図書館長

からさせます。

○**福田委員長** 小宮山図書館長、お願いします。

○**小宮山図書館長** それでは、地区図書館への指定管理者導入について、説明させていただきます。

図書館では平成22年6月から幸図書館と錦図書館の2館に指定管理者制度を試行導入してございまして、開館日、開館時間の拡大、貸出冊数や利用者数の増加、利用者満足度の向上などが図られてございます。この検証結果に基づきまして、平成25年度以降、ほかの地区図書館への指定管理者制度の導入を段階的に進めてまいりたいと考えております。

地区図書館全部で8館ございまして、その内、試行実施の2館につきましては平成25年6月以降、引き続き実施してまいります。西砂、高松、若葉図書館の3館につきましては、平成25年4月に導入してまいります。以上の5館の指定管理期間につきましては平成30年3月までの5年間といたします。そのほかの3館でございます。柴崎、上砂、多摩川図書館、こちらの3館につきましては、平成27年4月の導入を目途とし、指定管理期間を平成30年3月までの3年間といたします。

今後は立川市公の施設指定管理者の指定手続きに従いまして、円滑な導入を図ってまいりたいと存じます。

図書館からの報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。地区図書館への指定管理者導入についての説明を終了します。

質疑に移ります。ご報告内容を踏まえて、ご意見、ご質問をお願いします。田中委員。

○**田中委員** 今、澤教育長並びに小宮山図書館長から説明があったわけですが、この地区図書館への指定管理者制度の導入、これについては平成25年4月から西砂図書館含めての3館、あと平成27年4月を目途にして上砂図書館を含めた3館、これを指定管理者制度の導入をしていきたいと、そういうお話があったわけですが、私はもう少し時期を早めてほしい、前倒しで行ってほしいと思います。

理由についてですけれども、ちょうど平成22年6月1日、錦図書館、幸図書館、この2館について導入をスタートしているわけです。昨年、教育委員による視察を行いました。その結果、予想以上に成果を挙げています。それが例えば利用者満足度調査等のモニタリングを通して市民に利用しやすい図書館サービスの向上が図られているということを実感しましたし、貸出が非常に増加している、こういう状況を把握してまいりました。

2つ目ですが、図書館運営の方法の改善に努めており、とりわけ館内の環境整備そして拡充、これについて非常に良くしっかり取り組んでいるという実感を持ちました。今後とも引き続きサービスの向上へ向けての指定管理者制度への成果検証をモニタリングで検証し、市民ニーズにしっかり応えていきたいという報告をいただいています。そういう点では非常に良く取り組んでいる。また、それなりに私どもが予想した以上に成果が挙がっている、そういうことを実感いたしました。

以上のことから、是非今後この6館への指定管理者制度の導入、この時期を早めるようにお願いしたいと思います。

- 福田委員長** 今、田中委員から、上砂、多摩川、柴崎の3館でございますが、27年4月を目途にという今、図書館長から説明がございましたが、現在導入している錦図書館、幸図書館の成果が大きいと、要するに市民サービスが向上しているというお話もございますので、前倒しできるのであれば、ご意見として、要望としてお願いしたいということでございます。ほか、何かございますか。

〔「ありません」との声あり〕

- 福田委員長** 私から、いずれにしても市民の皆さんが利用しやすい、これは児童生徒も含めてでございますけれど、そういうサービスの向上と言いますか環境を整えていただきたい、これが一番だと思います。そここのところを再度ご確認ください。

25年4月から西砂、高松、若葉の3館というのは確定でございますね。上砂、多摩川、柴崎の3館の導入が2年遅れるとありました。遅れると言うかこれを目途に進めるということでございますが、もしできれば、田中委員がおっしゃるように前倒しのできるようであれば意見として付け加えておきます。

---

#### ◎その他

- 福田委員長** 次にその他に移ります。

1、通学路安全調査実施についての報告でございます。

新土教育部長、お願いいたします。

- 新土教育部長** 児童生徒の通学の安全確保というのが全国的な課題として取り上げられているところでございます。立川市におきましても小中学校の通学路の状況に関する調査を現在、全校29校で実施しております。

この結果につきましては、これからとりまとめを行いまして文教委員会に報告する予定でございます。その後、その調査をもとに庁内の関係部署とか警察等の関係機関との情報交換や連携の下、対応を進めていきたいと考えております。

- 福田委員長** 通学路安全調査実施についての報告を終了します。

質疑に移ります。ご報告内容を踏まえて、ご質問、ご意見等お願いします。

〔「ありません」との声あり〕

- 福田委員長** 新年度になって概ね3ヵ月が過ぎていますが、本市でなくして全国的に見て通学途中の大変痛ましい事故が発生しています。調査結果をもとに、登下校における安全指導の徹底を特にお願いを申し上げます。私は要望でございます。

---

#### ◎その他

- 福田委員長** 次にその他2に移ります。九小の騒音問題の陳情についての報告でございます。

小林教育総務課長、お願いいたします。

○**小林教育総務課長** 6月議会におきまして、市議会議長宛に陳情が出されております。内容は第九小学校の体育館の利用者と児童が出す騒音に関して対応してほしいという旨でございます。

具体的には体育館の中の防音工事と空調機を導入すべきであるという旨の内容でございます。この陳情につきましては、所管の委員会である文教委員会に、6月21日に予定してございますが、こちらのほうで取り扱いについてご意見いただける予定となっております。

報告は以上です。

○**福田委員長** 九小の騒音問題の陳情についての報告を終了します。

質疑に移ります。ご報告内容を踏まえ、ご意見またはご質問等お願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 体育館の防音工事、これは見通しはいかがですか。

○**小林教育総務課長** 対策としては、言葉がよくないかもしれませんが、ピンからキリまであります。完全に音を遮断するというのは数千万かけないとなかなか難しいということで、こういった音については、市内の学校でもありますので、他の学校にもこういった対応ということになりますと予算がついていかないということがあります。

です。事務局といたしましては、もちろんハード面でできることはやりますが、ソフト面、運用面で例えば九小では太鼓活動が盛んで、この音を特に陳情者は気にしておりますので、場所を変えるとか、太鼓の練習は表面にゴムをのせてなるべく音が出ないようにするとか、あるいは太鼓の下に板とかゴムとかそういうソフト面、あるいは時間的対応をするだとか、その辺を含めて、ハード面、ソフト面、両面合わせて、完全にというわけにはいきませんが、何らかの形でやわらげていきたいということが今できる状況かなと考えております。

○**福田委員長** 第九小学校につきましては、例えば子どもたちの和太鼓、大変熱心に地域の人を中心に今盛り上がり、技術も確かに向上しています。成人式でも披露していただいています。ああいう地域の伝統文化を継承する中においても、やはり芽を摘むことはならない。音楽室には必ず防音装置がついていると思います。体育館だけでない音楽室の活用とか様々な工夫をしながら子どもたちの意欲を失わさない、そして地域の方々にご迷惑のないような形での方法、推進をお願い申し上げます。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** 以上で、その他の報告は終わります。

---

### ◎閉会の辞

○**福田委員長** 最後に次回の日程確認を行います。次回日程は、平成24年第12回立川市教育委員会定例会は6月27日水曜日、午後1時30分より、210会議室で行います。

以上で平成24年第11回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時33分

署名委員

.....

委員長